

西参道高架下利活用推進支援業務委託公募型プロポーザル募集要項
業務委託に関する契約を締結するにあたり、下記のとおり参加者を募集いたします。

記

- 1 件 名 西参道高架下利活用推進支援業務
- 2 業務内容 仕様書【別紙】のとおり
- 3 履行期限 契約締結時から2020年3月31日まで
- 4 履行場所 渋谷区都市整備部まちづくり課
- 5 金額に関する事 参考価格 7,000,000円(税込)
- 6 参加資格
提案書提出者に要求される資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - (2) 渋谷区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成9年3月27日区長決裁）による指名停止を受けていないこと。
 - (3) 渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱（平成25年11月25日区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
 - (4) 経営不振の状態でないこと。
- 7 参加受付
 - (1) 受付期間
2019年4月1日(月)から2019年4月15日(月)12時まで
 - (2) 提出方法 渋谷区都市整備部まちづくり課まちづくり推進係まで持参すること。
 - (3) 提出書類
 - ① 参加申込書 [様式1]
 - ② 企業概要書 [様式2]
 - ③ 会社案内パンフレット等
 - ④ 渋谷区における競争入札参加資格がない者は、以下の書類を提出すること。
 - ・登記簿謄本（正本）（発行後3か月以内のもの。法人に限る。）
 - ・商号登記簿謄本（正本）（発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いる者に限る。）
 - ・身分証明書（正本）（発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。本籍地の市区町村が発行するもの。）

- ・登記されていないことの証明書（正本）（発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。）
- ・財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表及び損益計算書）
- ・法人事業税の納税証明書（正本）（法人に限る。）
- ・法人税又は所得税の納税証明書その1（正本）
- ・消費税及び地方消費税の納税証明書その1（正本）

(4) 提出部数 紙媒体1部

(5) 参加資格審査結果の通知

参加申込書の提出があった者の資格審査を行う。参加申込書を提出した全ての応募者に対して参加資格審査結果通知書を送付し、参加資格の可否を通知する。

8 提案内容

(1) 提出期限 2019年4月25日（木）から2019年5月10日（金）17時まで

(2) 提出方法 渋谷区役所12階 まちづくり課まちづくり推進係まで持参すること。

(3) 提出書類

- ① 企画提案書（表紙） [様式3]
- ② 業務実施体制 [様式4]
- ③ 業務担当者等調書 [様式5]
- ④ 作業工程表 [自由様式]
- ⑤ 企画提案書 [自由様式]
- ⑥ 見積書 [自由様式]

(4) 提出部数

- ① 正本1部（要押印）
- ② 副本7部
- ③ ①のPDFを入れたCD-R 1枚

※副本の内容に会社名等が特定される記載がある場合は、その部分をマスキングすること。

※提案書に係る担当責任者を指定し、氏名及び連絡先（電話番号、メールアドレス等）を提案書に明記すること。

(5) 企画提案書の内容

① 市場調査について

集客性・収益性の高い店舗やインキュベーション施設等の業種検討に向けた市場調査を適切かつ効率的に実施する方法について提案すること。

② 事業スキームについて

店舗、インキュベーション施設等、都市公園を高架下に設置及び管理・運営するための事業スキーム案を提案すること。

(6) その他 追加資料等の提出等を求めることがある。

9 評価項目・評価方法等

(1) 選定委員会

企画提案書の審査、評価及び最も優れた企画提案書の選定は「西参道高架下利活用推進支援業務委託選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」にて行う。

(2) ヒアリング

ヒアリングは、書類審査により上位3者を選定して実施する。この場合の日程及び実施内容については、後日別途通知するものとする。但し、応募者が1者であった場合、ヒアリング審査は行わない場合がある。

(3) 評価項目

評価項目は、以下に掲げるとおりとする。選定委員会において提案の評価等を総合的に審査する。最終的に評価点が高く1位として決定した者を契約候補者として選定する。ただし、当該評価の最も高い事業者との契約が不調なときは、次点のものと契約を締結する。

①企画提案書

実施体制、業務への理解度、業務の実施手続き、提案内容の適切性・独自性（要項8(5)①に関する事）、提案内容の具体性・独自性（要項8(5)②に関する事）、資料作成能力

②ヒアリング

分かりやすさ、取り組み姿勢、質問に対する対応力

(4) 審査が同点となった場合の措置

委員の採点の合計点数が同点の場合は、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位の者とする。

①提案内容（要項8(5)①及び②）に係る評価の合計得点が上位の者

②見積金額が低い者

③評価項目に1がない者

(5) 審査結果

審査結果については、自己の結果のみを提案者に対し文書にて通知する。

10 スケジュール

(1) 全体日程

参加申込書受付期限 2019年4月1日（月）から4月15日（月）12時まで

参加資格審査結果の通知 2019年4月19日（金）

質問受付期限 2019年4月16日（火）から4月22日（月）17時まで

質問回答日 2019年4月24日（水）

提案書類提出期限	2019年4月25日(木)から5月10日(金)17時まで
辞退届提出期限	2019年4月25日(木)から5月10日(金)17時まで
ヒアリング	実施時に別途通知する
契約候補者の決定	2019年5月下旬(予定)

(2) 本プロポーザルに関する質問の受付と回答

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

① 質問期限 2019年4月16日(火)から2019年4月22日(月)17時まで

② 質問方法「質問書」[様式6]に記載の上、電子メールで送信すること。

※送信後、電話により受信確認を行うこと。

③ 回答方法

全ての提案者に対して2019年4月24日(水)までに電子メール等で回答。

(3) 参加辞退

参加申込書提出後、やむを得ない事情により辞退する場合は、「参加辞退届出書」[様式6]を提出すること。

11 参加者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 企画提案書等が提出期限までに提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加資格を満たしていない又は満たすことができなくなった場合
- (4) その他本実施要領の定めに反した場合
- (5) 本件に関して不正あるいは公正さを欠く行為等があった場合

12 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要した経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者につき1案しか提出できないものとする。
- (3) 業務執行体制表等に記載した担当者等は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。
- (4) 区が提供した資料等は、区の了解なく使用できない。
- (5) 本実施要領に記載されていない事項については、必要に応じ区が定める。

13 提案書の取扱い

- (1) 著作権

提案書等の著作権は応募者に帰属するが、区が必要と認めたときは、区は無償で使用できるものとする。

(2) 提案書等の返却

提出された企画提案書等は返却しない。

14 問合せ先

渋谷区都市整備部まちづくり課まちづくり推進係

渋谷区宇田川町1-1 渋谷区役所12階

担当 光同寺・酒井

TEL 03-3463-2947 (直通)

メールアドレス sec-machisui@shibuya.tokyo